



4 水 大 第 8 4 6 号  
令和 4 年 1 2 月 1 9 日

愛知県登録浄化槽保守点検業者 様

愛知県環境局環境政策部水大気環境課長  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年度以降の浄化槽管理士研修会について (通知)

本県の浄化槽行政の推進につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 6 0 年愛知県条例第 2 4 号。以下「条例」という。) 第 9 条の 2 に基づく本県主催の浄化槽管理士研修会 (無料) について、今後もより質の高い研修を継続するための方策に関し、今年度、浄化槽関係団体や自治体で構成する愛知県浄化槽協議会において協議を行ってまいりました。

その結果、令和 5 年度以降は一般社団法人全国浄化槽団体連合会が提供する研修システム (以下、「全浄連システム」という。) 方式 (有料) に移行することとなりましたので、お知らせします。これにより、研修内容のうち、「全国統一的に講習すべき事項」については、公益財団法人日本環境整備教育センターの講師による全国統一のテキストを使用したものとなります。

なお、別途決定した事項等は下記のとおりです。

記

- 1 全ての保守点検業者は、所属する管理士全員に、登録の有効期間 (優良浄化槽保守点検業者は 5 年、それ以外は 3 年) ごとに 1 回以上、全浄連システム方式又はそれと同等と県が認める研修を受講させるものとします。
- 2 他都道府県で全浄連システム方式の研修を受講した場合、別途、県が開催する「地域の実情に係る講習」を受講すれば、1 の研修を受講したものとみなします。
- 3 優良浄化槽保守点検業者が、条例の規定に基づき、2 年を超えない期間に 1 回以上、受講する必要がある研修については、これまでと同様に実施する県主催の優良業者向け研修の他、本県が認める浄化槽関係団体主催の技術研修会等とします。
- 4 令和 5 年度の浄化槽管理士研修会の日程・会場は、令和 5 年 4 月以降に改めて郵送により御案内します。

※ 受講パターンについては裏面をご参照ください。

担当 生活環境地盤対策室生活環境グループ  
電話 052-954-6214・6219 (ダイヤルイン)  
FAX 052-953-5716  
メール seikatsujiban@pref.aichi.lg.jp

## 《受講パターン例》

	1 年目	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
優良浄化槽 保守点検業者		◎		○		○		◎		○		◎		○	
※ ◎の位置は一例															
一般浄化槽 保守点検業者			◎			◎			◎			◎			◎

←→：登録期間（優良…5年、一般…3年） ◎：全浄連システム方式研修 ○：優良業者向け研修等

### 【考え方】

- ・一般浄化槽保守点検業者においては、例えば1年目と5年目のように、期間は3年を超えているものの「登録の有効期間ごとに1回以上」の受講を満たしている。
- ・優良浄化槽保守点検業者においては、全浄連システム方式の研修受講は例えば2年目と10年目でも「登録の有効期間ごとに1回以上」の受講を満たしている。それに加え、2年を超えない期間に1回以上の研修受講が必要である。

## 《参考》今年度開催の浄化槽管理士研修会

- 今年度中に今後開催する研修会は、以下のとおりです。令和2年度から一度も受講していない管理士が所属する保守点検業者におかれましては、必ず受講させてください。

開催日時	実施場所	募集人数	申込期限
令和5年 2月2日（木） 10:00～16:30	一宮市尾西生涯学習センター 大ホール （一宮市東五城字備前12）	50～70名	令和4年 12月28日（水）

なお、申込者多数の場合は、保守点検業者の登録期限、優良浄化槽保守点検業者の希望の申請予定等を勘案して受講者を決定します（連絡は開催2週間前に実施）。

申込方法につきましては、以下の県 Web ページを御確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/jyoukasou-kensyu.html>

- この他、条例第9条の2に規定する研修と認められる研修として、愛知県浄化槽保全協会主催（愛知県共催）の浄化槽保守点検技術研修会が令和5年3月7日（火）に開催されます（申込開始は令和5年1月16日（月））。詳細及び申込方法につきましては、以下のホームページに掲載していますので、御覧ください。  
（連絡先：愛知県浄化槽保全協会、電話：052-222-1700、ホームページ：https://aihokyo.jp）